



鳥取県公報

平成15年 2月21日(金)
号外第7号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則 平成15年 3月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則 (1)(給与課) 1

人事委員会規則

平成15年 3月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則をここに公布する。

平成15年 2月21日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第 1 号

平成15年 3月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則

(改正条例附則第 5 項第 1 号の継続在職期間に含まれる期間)

第 1 条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成14年鳥取県条例第72号。以下「改正条例」という。) 附則第 5 項第 1 号の人事委員会規則で定める期間は、平成14年 8 月 1 日から基準日 (同号に規定する基準日をいう。以下同じ。) までの間において、職員が人事交流等により引き続いて次に掲げる者 (以下「企業職員等」という。) となり、引き続き企業職員等として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該企業職員等となる前の職員として引き続き在職した期間とする。

- (1) 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和41年鳥取県条例第39号) 第 1 条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (平成 7 年鳥取県条例第 3 号) 第 1 条に規定する企業職員
- (2) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和32年鳥取県条例第37号) 第 1 条第 2 項に規定する現業職員
- (3) 特別職の職員
- (4) 教育長
- (5) 地方住宅供給公社法 (昭和40年法律第124号) に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法 (昭和45年法律第82号) に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律 (昭和47年法律第66号) に規定する土地開発公社、公益法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成14年鳥取県条例第 3 号) 第10条に規定する特定法人及び国家公務員退職手当法 (昭和28年法律第182号) 第 7 条の 2 第 1 項に規定する公庫等に勤務する者
- (6) 国家公務員及び他の地方公共団体の職員

(改正条例附則第 5 項第 2 号の給料月額等)

第 2 条 改正条例附則第 5 項第 2 号に規定する継続在職期間において改正条例附則第 2 項各号に掲げる給料月額を受けていた職員に係る人事委員会規則で定める給料月額は、最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の

給料の切替え等に関する規則（平成14年鳥取県人事委員会規則第24号）の規定（第3条の規定を除く。）を準用して得られる給料月額とする。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1条	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成14年鳥取県条例第72号）附則第2項	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成14年鳥取県条例第72号。以下「改正条例」という。）附則第5項第2号
	平成15年1月1日（以下「切替日」という。）の前日において	同項第1号に規定する継続在職期間（以下「継続在職期間」という。）のうちに
	職員（以下「最高の号給を超える職員」という。）	期間（以下「特定期間」という。）がある職員の特定期間における同項第2号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料月額（以下「基礎給料月額」という。）
	切替日の前日	継続在職期間
	給料の切替え等	基礎給料月額
第2条	最高の号給を超える職員の切替日における給料月額（以下「新給料月額」という。）	継続在職期間のうちに特定期間がある職員の特定期間における基礎給料月額
第2条の式	切替日に	改正条例第2条の規定による改正後の給与条例の規定による特定期間に
	切替日の前日	特定期間
第4条	新給料月額	基礎給料月額
第4条の式	旧給料月額	その者の継続在職期間における給料月額

2 改正条例附則第5項第2号に規定する平成14年6月1日又は同年12月1日において改正条例附則第2項各号に掲げる給料月額を受けていた職員に係る人事委員会規則で定める給料月額は、最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則の規定（第3条の規定を除く。）を準用して得られる給料月額とする。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1条	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成14年鳥取県条例第72号）附則第2項	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成14年鳥取県条例第72号。以下「改正条例」という。）附則第5項第2号
	平成15年1月1日（以下「切替日」という。）の前日	平成14年6月1日又は同年12月1日
	切替日の前日	同年6月1日又は同年12月1日
	給料の切替え等	改正条例附則第5項第2号に規定する特定期末手当等の額の算定の基礎となる給料月額（以下「基礎給料月額」という。）
第2条	切替日における給料月額（以下「新給料月額」という。）	基礎給料月額
第2条の式	切替日に	改正条例第2条の規定による改正後の給与条例の規定による平成14年6月1日又は同年12月1日に
	切替日の前日	平成14年6月1日又は同年12月1日
第4条	新給料月額	基礎給料月額

- 3 継続在職期間（改正条例附則第5項第1号に規定する継続在職期間をいう。第5項において同じ。）において改正条例第2条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）別表第1から第5までの給料表の適用を受けていた期間（改正条例附則第2項第1号に掲げる給料月額を受けていた期間を除く。）がある職員の当該期間における改正条例附則第5項第2号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料月額は、当該期間において当該職員が属していた職務の級及び当該職員が受けていた号給の同条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次項において「新給与条例」という。）の規定による給料月額とする。
- 4 特定期末手当等（改正条例附則第5項第1号に規定する特定期末手当等をいう。以下この項において同じ。）のいずれかが支給された職員の同項第2号に規定する特定期末手当等の額の算定の基礎となる給料月額は、平成14年6月1日又は同年12月1日において当該職員が属していた職務の級及び当該職員が受けていた号給の新給与条例の規定による給料月額とする。
- 5 継続在職期間において職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則（平成14年鳥取県人事委員会規則第27号。以下「調整額改正規則」という。）第2条の規定による改正前の職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成7年鳥取県人事委員会規則第21号）附則第2項又は第3項の規定の適用を受けていた期間がある職員の当該期間における改正条例附則第5項第2号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料の調整額は、同規則附則第2項又は第3項の規定により算定した額から調整額改正規則第1条の規定による改正前の職員の給料の調整額に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第18号）第2条第2項の規定により算定した額を減じた額に、調整額改正規則第1条の規定による改正後の職員の給料の調整額に関する規則第2条第2項の規定により算定した額を加えた額（次項において「特定額」という。）とする。
- 6 平成14年6月1日又は同年12月1日（以下この項において「期末手当基準日」という。）において調整額改正規則第2条の規定による改正前の職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則附則第2項又は第3項の規定の適用を受けていた職員のこれらの規定の適用を受けていた期末手当基準日における改正条例附則第5項第2号に規定する特定期末手当等の額の算定の基礎となる給料の調整額は、特定額とする。

（企業局企業職員等であった者から引き続き職員となった者の特例）

第3条 平成14年6月2日から基準日までの間において第1条第1号から第4号までに掲げる者から引き続き人事交流等により職員となった者に平成15年3月に支給する期末手当については、改正条例附則第5項各号に定める額に、それぞれ平成14年6月2日前から基準日まで引き続き職員であった者との均衡を考慮して人事委員会が定める額を加えた額を当該各号に定める額とみなして同項の規定を適用する。

（雑則）

第4条 この規則に定めるもののほか、改正条例附則第5項の規定による平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

